

旭川市男女共同参画審議会について

●旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例（抄）

平成15年3月27日 条例第8号

第4章 男女共同参画審議会

（設置）

第28条 男女共同参画の推進に関する基本的事項を調査審議させるため、旭川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第29条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）基本計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第30条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

（1）学識経験者

（2）市長が適当と認めた者

（3）市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じた者

2 委員総数に対する男性比率及び女性比率は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委任）

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

●旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例施行規則（抄）

平成15年4月1日 規則第29号

（審議会の会長及び副会長）

第10条 旭川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第11条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は当該関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

（審議会の部会）

第12条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

（委任）

第14条 第10条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。